

昭和 59 年 12 月

昭和 60 年度の税制  
改正に関する答申

税 制 調 査 会



## まえがき

税制調査会は、昭和 59 年 6 月 29 日の第 1 回総会で内閣総理大臣から「社会経済の進展に即応しつつ、国、地方を通じて財政体質の改善に資するため、税制上とるべき方策」について諮問を受けた後、「利子配当特別部会」を設置し、利子配当課税の適正化のための方策について検討を重ねるとともに、当面の課題である昭和 60 年度税制改正について審議を重ね、昭和 59 年 12 月 19 日、第 9 回総会において、その審議の結果を「昭和 60 年度の税制改正に関する答申」としてとりまとめ、これを即日、内閣総理大臣に提出した。

本書は、この答申を印刷に付したものである。



## 昭和 60 年度の税制改正に関する答申

昭和 59 年 12 月 19 日

内閣総理大臣 中曾根 康 弘 殿

税制調査会会长 小 倉 武 一

昭和 60 年度の税制改正に当たり、実施すべき事項について、別紙のとおり、当調査会の意見をとりまとめました。当調査会は、政府がこの報告に基づいて税制改正を実現することを希望します。



## 税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員及び特別委員は次のとおりである。

委 員 ○五 十 畑 隆	○泉 美 之 松
伊 藤 龍 太 郎	稻 川 宮 雄
岩 田 式 夫	○歌 川 令 三 人
○大 熊 一 郎	○大 山 昊 實
○小 倉 武 一	織 本 要 人
○金 子 宏	鎌 田 和 夫
河 合 良 一	○木 下 德 三
草 場 敏 郎	河 野 敬 三
○河 野 光 雄	佐 治 隆
○首 藤 堯	○鈴 木 里 子
○高 原 須 美 子	田 中 雄 吉
○角 田 房 子	○簾 野 正 一
○藤 田 晴	真 柄 栄
三 島 淳 男	○水 野 英
渡 辺 省 吾	○渡 邊 佳

なお、西村友裕は途中辞任し、簾野寿雄がこれに代わり委員に委嘱された。

特別委員 浅 野 賢 澄	飯 田 経 夫
○石 弘 光	鈴 木 淑 夫
武 田 亨	館 龍 一 郎
立 山 武 司	○西 崎 哲 郎
林 慶 之 助	○広瀬 一 郎
廣 瀬 嘉 夫	松 本 作 衛
山 本 正 平	吉 田 太 郎 一

(○印を付した委員及び特別委員は、臨時小委員会に所属した委員及び特別委員である。)



## 目 次

	頁
一 基本的考え方.....	1
1 今後の財政運営と税制のあり方.....	1
2 昭和60年度税制改正の基本方針 .....	3
二 国 稅.....	3
1 所 得 稅.....	3
(1) 利子配当課税.....	3
(2) 年 金 課 税.....	7
(3) そ の 他.....	8
2 法 人 稅.....	8
(1) 引 当 金.....	8
(2) 公益法人等及び協同組合等に対する課税.....	9
3 租税特別措置等.....	10
(1) 準備金・特別償却等.....	10
(2) 交際費課税及び廣告課税.....	10
(3) そ の 他.....	10
4 間 接 税 等.....	11
(1) 物 品 稅.....	11
(2) 自動車関係諸税.....	11
(3) 有価証券取引税.....	11
(4) そ の 他.....	11
三 地 方 稅.....	12
1 個 人 住 民 税.....	12
(1) 利子配当課税.....	12
(2) 個人住民税均等割.....	13
2 事 業 稅.....	13
3 固定資産税及び都市計画税.....	14

4 地方道路目的財源	14
5 非課税等特別措置	14
6 そ の 他	14
(1) 事業所税	14
(2) その他	15

当調査会は、昭和 59 年 6 月、内閣総理大臣から「社会経済の進展に即応しつつ、国、地方を通じて財政体質の改善に資するため、税制上とるべき方策」について諮問を受けた後、「利子配当特別部会」を設置し、利子配当課税の適正化の方策について検討を重ねるとともに、当面の課題である昭和 60 年度の税制改正について検討を行った。

## 一 基本的考え方

### 1 今後の財政運営と税制のあり方

(1) 昭和 50 年代における我が国財政の姿を回顧すると、財政事情の深刻化の歴史であり、また、財政健全化に向けての努力と苦悶の歴史であつたと言える。

すなわち、第一次石油危機後のマイナス成長の結果、昭和 50 年度に急激な税収の落込みが生じ、特例公債の発行を余儀なくされて以来、現在まで、大量の公債に依存する極めて深刻な財政の不均衡状態が続いている。とりわけ、二度にわたる石油危機後の経済停滞に伴い税収の伸び率が鈍化する一方で、高度成長期に整備、拡充された各種の制度、施策がいわば構造的な歳出増加要因となつたこと等が、財政収支の改善を一層困難なものとしてきた。

もちろん、この間、歳出の節減合理化を中心として、財政健全化のための諸般の措置が講じられてきた。特に、近年は、制度、施策の根本にまで立ち返った改革を行うことにより、一般歳出が前年度同額以下に抑制されたところである。

これと並行して、税制面においては、昭和 51 年度以降、税負担の公平確保の観点からの租税特別措置の整理合理化など、貫して政策税制の見直しと必要な増収措置に努力が払われてきた。特に、昭和 56 年度には現行税制の枠内での徹底した見直しという観点から、法人税及び間接税を中心に相当規模の増収措置が講じられた。また、昭和 59 年度には、税率構造の是正を含む本格的な所得税減税が実施されるとともに、現下の財政事情をこれ以上悪化させないとの観点から、これに見合つて法人税、酒税、物品税について所要の見直しが行われたところである。

(2) このような努力にもかかわらず、例えば、公債残高については、昭和 49 年度末には約 10 兆円弱であったものが、わずか 10 年後の昭和 59 年度末には 120 兆円を超える見込みとなつてゐるなど財政状況は一層深刻化している。現状のままで推移する限り、国民生活に必要な公共サービスの供給という財政本来の機能が妨げられ、世代間の受益と負担の不均衡が生じることとなり、また、将来、インフレや民間部門への資金供給の圧迫など経済の安定的な成長に重大な阻害要因をもたらす懸

念がある。

更に、今後の財政を展望すると、

- ① 中長期的にみて高度成長期のような高い税収の伸び率が期待し難いこと
  - ② 高齢化の進展や、我が国に期待される国際的役割・責任の増大等の内外諸環境の変化に対応していくための財政需要が見込まれること
  - ③ ある程度の税の自然増収が生じた場合でも、国債費の増加や税の自然増収に見合う地方交付税の増加及び公債発行額の減額の要請等を考慮すれば、一般歳出の増加に充て得る財源はほとんど見込み得ないこと等、構造的に厳しい状況が立ちはだかっているものと考える。
- (3) 地方財政については、昭和50年度以来大幅な財源不足に陥り、借入金の累増により極めて厳しい状況にある。
- このような状況に対し、地方財政健全化のため、地方団体においても、国と同一の基調に立つて歳出の厳しい抑制が図られるとともに、非課税等特別措置の整理合理化をはじめ、既存の地方税制全般の見直しによる地方税源の充実が図られてきたところである。
- しかし、昭和59年度末の地方財政における借入金の残高は、交付税特別会計借入金5.7兆円、地方債48.7兆円(普通会計で負担すべき公営企業債8.2兆円を含む。)の巨額に達する見込みであり、また、3千数百の地方団体のうち、公債費の一般財源に占める割合が20%を超える団体が昭和57年度においては5百余に達しているなど、今後においても地方財政はなお極めて厳しい状況にあると考える。
- (4) 昭和60年代をむかえるに当たり、今後我が国の経済社会の活力を維持し、国民生活の安定と充実等を図るために、速やかに国、地方を通ずる財政の健全化を図り、財政の対応力を回復させることが必要不可欠であることを改めて認識すべきである。
- 昭和60年代の財政運営に当たつては、引き続き、歳出面において既存の制度、施策の基本にまで立ち返った抜本的な再検討を行うとともに、歳入の基幹たる税制については、各種公共サービスの確保は国民の負担により裏付けられるべきであるとの基本的な考え方の下に、安定的な税収を確保する観点をも踏まえ、社会経済情勢の変化に即応して、そのあり方を幅広い角度から抜本的に見直さなければならぬと考える。
- (5) 今後における税制のあり方については、既に昭和58年11月の「今後の税制のあ

り方についての答申」(以下、「中期答申」という。)において、「税制全体を産業・就業構造の変化、所得の平準化、人口構成の老齢化、消費の多様化・サービス化等の社会経済情勢の変化に対応して見直すことは、税制をより公平かつ経済に対し中立的なものとする観点からそれ自体として必要であるのみならず、適切な税収を確保するためにも不可欠の条件となつてゐる。」と指摘したところである。

もちろん、従来、その時々の諸情勢に応じて税制の見直しが行われてきたところであるが、既存税制の枠内での部分的な手直しにとどまる限り、所得、資産、消費等の間で適切な税負担のバランスを図るという観点からは税体系に歪みを生じさせ、また、税制を一層複雑化させることとなる。

したがつて、既存税制の部分的な手直しにとどまらず、今こそ国民各層における広範な論議を踏まえつつ、幅広い視野に立つて、直接税、間接税を通じた税制全般にわたる本格的な改革を検討すべき時期にきていると考える。

昭和60年度の税制改正に関する答申に当たつて、極めて異例ではあるが、当調査会としては、以上のことと指摘し、更に、この問題については、国民に十分な理解と協力を求める努力を尽すことが是非必要であることを付言しておきたい。

## 2 昭和60年度税制改正の基本方針

昭和60年度においては、税収の大幅な伸びを期待することが困難な状況の下で、公債発行額のできる限りの縮減が強く求められていることにかんがみ、歳出の徹底した見直しと併せて、税制改正については、前年度に引き続き、税負担の公平化、適正化を推進する観点から最大限の努力を払うべきである。

なお、国民の可処分所得の動向等にかんがみ、昭和60年度においても、所得税・住民税の減税を行うべきであるとの意見もあるが、昭和59年度において数年ぶりの本格的な減税を実施したところであり、厳しい現下の財政状況にかんがみれば、所得税・住民税の減税を行う余地はないと考える。

## 二 国 稅

### 1 所 得 税

#### (1) 利子配当課税

##### ① 非課税貯蓄制度

イ 非課税貯蓄残高の総額は、昭和59年3月末で245兆円に達し、個人貯蓄残高のほぼ6割を占めるに至つてゐる状況を考慮すると、今後の利子配当課税の

あり方を検討するに当たつては、郵便貯金を含む非課税貯蓄制度の取扱いが極めて大きな比重を占める問題であることは論をまたない。

- 当調査会における非課税貯蓄制度に関する審議全般を通じ、
  - ① 郵便貯金を含む非課税貯蓄制度の利用の実態については、濫用の事実が指摘されており、また、限度管理の適正さに広く疑惑がもたれているなど、もはや放置し得ない状況にあり、大多数の国民に關係する利子税制であるだけに、税制全体に対する公平感、信頼感を蝕み、納税道義の荒廃につながりかねない問題となつている
  - ② 民間貯蓄と郵便貯金との間には、現在、限度枠（郵便貯金の場合は預入限度額）を超えた場合の課税上の措置について大きな差異が存在しており、この際、両者の間で税制上のイコール・フッティングを図る観点から、民間貯蓄同様、郵便貯金に対する源泉徴収義務の導入及び税務当局による監査を行うことが必要不可欠である

との二点は、全員のほぼ一致した認識であつた。

- ハ 非課税貯蓄制度の見直しの具体的方策について、多くの委員は、現行非課税貯蓄制度を改め、低率分離課税方式を導入すべきであるとの意見であつた。  
すなわち、現行非課税貯蓄制度は、
  - ① 厳しい財政事情下、税負担の公平・適正化の要請が強まつている折、巨額の利子所得に対する非課税措置を存続したままで、他の所得に対しては厳正な税負担を求めていることは権衡を失しており、その意味では、現行の非課税貯蓄制度の存在自体が不公平なものと言える。
  - ② 現行の非課税貯蓄制度は、所得水準の高い階層ほど利用割合も高く、高額所得階層を優遇する結果となつており、不公平を助長している。
  - ③ 限度管理の適正化は、その具体的な制度設計が精緻なものとなればなるほど、貯蓄者、貯蓄取扱機関、税務当局を通ずる事務負担・コスト、更に住所・氏名のフォロー等に要するランニング・コストが膨大となり、コスト・ベネフィットの観点から問題である。

等、種々の問題点を包蔵しているとの指摘がなされ、以下のそれぞれの立場から、低率分離課税方式が適當であるという意見が述べられた。

- ① 受取利子も所得の一形態であり、本来、すべて総合累進課税の対象とすべ

きであるが、長年定着した制度を一時に抜本的に改革することは好ましくないため、いわば少額貯蓄軽課制度として、低率分離課税の導入を図るべきである。

- ④ 利子・配当所得は、発生の大量性、その元本である金融商品の多様性、浮動性等の特殊な性格を有していること等にかんがみ、一律分離課税の対象とすることを志向すべきであるが、当面は、現行非課税貯蓄分につき、金融市场に与える影響も少ない低率分離課税を導入すべきである。
- ニ これに対し、非課税貯蓄制度は、長い間、国民に広く利用され定着してきたものであるうえ、高齢化が進展する中で、自助努力としての貯蓄の重要性は一層高まつているのではないか、あるいは、一部の不正利用者の存在を理由に、大多数の公正な利用者に課税することは国民の理解を得難いのではないかとして、非課税貯蓄制度の存続を前提としつつ、限度管理の適正化を図るべきであるとの意見が一部の委員から述べられた。

また、非課税貯蓄の本人確認・名寄せを厳正に行うため、「非課税カード」方式を導入すべきであり、そのためのカード代は貯蓄者の負担とすることを検討してもよいのではないかとの意見も表明された。

- ホ 当調査会としては、この問題は、究極的には、個々の貯蓄に対する優遇という政策目標と、税負担の公平、財政面のコスト等の間における選択にかかる事柄と考えられるが、上記のように、なお一部に異論はあるものの、この際、一定額の元本から生ずる利子の低率分離課税方式を導入することが望ましいと考える。

この場合、税率は、所得税の現行最低税率を上回らない水準で設定することが適当である。

また、低率分離課税方式といえども限度枠の不正利用を防止するための措置を現行非課税貯蓄制度より改善・強化することが必要である。

このような観点から、

- ① マル優、特別マル優、郵便貯金を通じて、本人確認書類・手続を、法令によつて具体的に明定するほか、
- ② 限度枠(郵便貯金の場合は預入限度額)を超える預入があれば、通常の源泉徴収税率を上回る水準の税率により源泉徴収を行い、

Ⓐ 郵便貯金については、民間貯蓄同様、税務当局による監査の対象とすること  
が適當である。

なお、老年者については、一定の要件の下で免税制度を設けることが適當であると考える。

## ② 課税貯蓄

イ 所得税は、本来、担税力に応じた公平な負担を求めるものであり、利子・配当所得についても、包括的な総合累進課税の対象とすることが望ましいとの考え方には、基本的には今後とも維持されてよいとする意見が多く述べられた。

また、この場合においても、源泉分離選択課税制度を併置することは、利子・配当所得の特異性等を考慮すれば、実質的な公平を確保する見地から十分評価されてよい、あるいはやむを得ないとする意見が多かつた。

更に、税制の簡素化・効率化や今後の金利自由化の展望を踏まえれば、すべての利子に対するイコール・フッティングを確保し、マーケット・メカニズムに対し中立的である一律分離課税方式も中長期的な選択肢として検討に値するという考え方方が少なからぬ委員から表明されている。

ロ 課税貯蓄の本人確認義務については、把握体制の観点からみると、現行制度のように記名式、無記名式を区分して扱う合理的理由もなく、記名式、無記名式を通じて、住所・氏名の確認を要することとする制度を設けることが適當であると考える。

ハ 源泉分離選択税率の水準については、税負担の公平を図るために引き上げる方向で検討すべきではないかとする意見と、現行税率は既に相当高い水準に達しており、金融市場に対する中立性という観点からもこれを維持すべきであるとする意見がそれぞれ表明された。

## ③ その他の関連問題

イ 割引債の償還差益の課税方式については、転々流通する割引債の特異性、中途売却者と償還期限まで保有していた者との負担のバランスなどにも配意しつつ、全体的な利子配当課税のあり方の帰趨と関連して、課税方式、税率水準、その対象となる割引債の範囲につき、検討していくことが適當である。

なお、税率水準については、利子所得に対する各種の源泉徴収税率の体系を

勘案し、相応の引上げを検討すべきであるとの意見と、従来の経緯、割引債という金融商品の特異性に着目して、引上げには慎重であるべきであるとの意見があつた。

- ロ 利子所得とされていないその他の金融商品及び金融類似商品の収益については、市場における実態に即応して、源泉徴収あるいは支払調書制度の対象とすることを検討していくべきであるという考え方もあるが、当面の対応策としては、税務当局の資料収集について金融機関等に協力を求め得る制度の導入、所得区分の見直し、少額不追求等の観点から設けられている特別控除制度の適用範囲の見直しなどを中心に検討していくことが適当であると考える。
- ハ 金融資本取引の国際化に対応し、対外資本取引にかかる利子・配当等についても、国内の支払の取扱者段階での源泉徴収制度を導入することが適当であり、その場合、支払調書の提出方法の特例や課税の特例についても、国内の利子・配当等の取扱いとバランスを図つていくことが適当であると考える。

#### ④ グリーン・カード制度

グリーン・カード制度は、課税貯蓄及び非課税貯蓄の双方を通ずる課税の適正化を確保するための有効な方策として導入された制度であるが、諸般の事情からその実施を延期するのやむなきに至つている。しかしながら、その後今日に至るまでの経緯に照らしてみると、この制度について各層の理解と受入れ体制が十分に整つているとは必ずしも言い難い。

また、法的安定性や税制に対する国民の信頼感を確保する見地からすれば、本制度の実施を再び延期することは適当でないと判断せざるを得ない。

このような観点からグリーン・カード制度を一旦、昭和60年度税制改正において廃止するという措置を講ずることは、やむを得ないと思われる。

#### (2) 年金課税

現行の公的老齢年金に対する課税については、掛金段階での所得控除、支払段階での老年者年金特別控除・給与所得控除等のあり方について抜本的な見直しを行う必要がある旨中期答申で指摘したところであるが、現在進められている各種年金制度の統合化、受給単位の個人化等公的年金制度自体の改正の動向を踏まえて、早急に検討を行うべきであると考える。

この場合、我が国における今後の年金体系全体との関連において、公的年金のほ

か私的年金たる企業年金、任意年金を含め、検討を行うことが必要である。

### (3) その 他

- ① 単身赴任問題に対処するため、単身赴任手当及び帰宅旅費の非課税措置を講ずべきである、あるいは教育費負担に配慮して教育費控除を設けるべきである等新規の特別控除等の創設についての要望があるが、そもそも様々な国民の生活態様の中から特定の条件や特定の家計支出を抜き出して、税制上しん酌するには限界があり、また、しん酌する場合の客観的基準を定めることは困難であること等を考慮すれば、新規の特別控除等を創設することは適当でないと考える。
- ② 主婦のパート収入が一定額を超えると、世帯の手取り額が逆に減少することから、労賃が低く抑えられる、あるいは年末において就労を自制するといった現象が生じているので、現行の所得要件の水準や仕組みの見直しを行なうべきではないかとする意見がある。これについては、中期答申において指摘したように、主婦であつても一定以上の所得があれば相応の負担を求めるのが当然であり、また、税制の簡素化の観点から、当面、現行制度の枠内で対応することが適当であると考える。

なお、主婦のパート収入に対する新たな独自の課税制度を設けるべきではないかとする意見、更に、主婦の内職収入についても主婦のパート収入の取扱いとバランスのとれた措置を講ずべきではないかとする意見があるが、主婦のパートや主婦の内職の厳密な定義は困難であること、また、その勤務の実態も区々であることを考えれば、基本的には、まず、主婦のパートや主婦の内職を雇用政策上あるいは労働法制上どう位置づけるかという視点から取り上げて議論すべき事柄であり、更に税制上の問題としても、例えば配偶者控除のあり方や課税単位といった所得税制の基本的枠組みのあり方との関連において慎重に検討を行う必要があると考える。

## 2 法 人 税

### (1) 引 当 金

引当金は、費用収益対応の考え方に基づき法人税の課税所得を合理的に計算するために設けられているものであり、この制度自体を政策税制と考えることは適当でないが、その繰入率等については実態に応じて常に見直しを行つていく必要がある。

## ① 貸 倒 引 当 金

貸倒引当金の法定繰入率については、現行の法定繰入率がなお平均貸倒実績率に比べ相当上回つていると認められることから、更にその適正化を図るべきであり、この際、法定繰入率を引き下げることが適當である。

## ② 退職給与引当金

退職給与引当金については、勤労者の平均予定在職年数は長期化する傾向にあり、また、大規模の企業に雇用されている勤労者については全体の平均よりも平均予定在職年数が長いと認められるので、その動向等を見極めつつ、現行の累積限度（期末退職給与の要支給額の40%）のあり方を引き続き見直していく必要がある。

## (2) 公益法人等及び協同組合等に対する課税

### ① 軽減税率の引上げ

公益法人等及び協同組合等は、一般法人とは異なつた特殊性を有するものの、その特殊性については所得計算の段階で、公益法人等にあつてはみなし寄附金制度及び寄附金の損金算入限度額の特例制度において、協同組合等にあつては事業分量配当等の損金算入制度において、それぞれ配慮されている。したがつて、中期答申で指摘したように、このような配慮を行つた後の所得に対する法人税率は基本的には一般法人に対する税率と同水準でよいと考えられ、現在の軽減税率は、政策的観点から設けられているものと位置づけることが適當である。

公益法人等及び協同組合等の軽減税率は基本税率との格差が大きいこと、これらの法人の営む事業が一般法人の営む事業と競合している場合があること等を考慮すれば、この際、この軽減税率を基本税率との格差を縮小する観点から相当程度引き上げることが適當である。

### ② 公益法人等の課税範囲

公益法人等の課税対象となる収益事業の範囲については、今後とも、一般法人等との間で課税の不公平が生じないよう、実態に即した見直しを行つていくべきである。

公益法人等の資産の運用から生ずる果実ともいべき金融収益は、現在収益事業とされている事業から生ずる収益と経済的価値において基本的に異なるところはないこと、厳しい財政事情の下で税負担の公平を確保することが一段と重要と

なつてること、諸外国においても課税の例がみられること等の事情もあり、公益事業に属する金融収益に関し応分の負担を求めるについて公益法人等の事業の態様、実態等を十分勘案しつつ引き続き検討を行うべきである。

### 3 租税特別措置等

#### (1) 準備金・特別償却等

準備金・特別償却等については、累年にわたりその整理合理化が進められてきたところであるが、厳しい財政事情の下で、税負担の公平確保が一段と強く要請されるところから、昭和60年度においても更にその整理合理化を進めるべきである。

なお、新規の政策税制の創設は、厳にこれを抑制するものとし、真にやむを得ないものについても、いわゆるスクラップ・アンド・ビルトの原則を堅持すべきである。

#### (2) 交際費課税及び広告課税

交際費については、交際費支出の状況及びこれに対する強い社会的批判に顧み、累年、課税強化され、原則として全額が損金不算入とされているが、中小企業については一定の定額控除が認められている。交際費課税についての基本的方向は当面維持していくべきものと考えられるが、中小企業の定額控除については、引き続きそのあり方を検討すべきである。

広告課税については、このような交際費課税とのバランス、最近の支出状況等からみて、何らかの課税を行うべきであるとの意見があるが、これに対しては、広告費を交際費と同一視するのは適当でなく、この種の課税には慎重であるべきであるとの意見があり、この問題については、今後、なお検討を続けるべきである。

#### (3) そ の 他

##### ① 最近の法人の申告状況をみると、全法人の約50%が赤字申告を行っている。

これらの法人についても公共サービスを享受していること等から何らかの応益的負担を求めてよいのではないかとの意見があるが、これについては、所得課税である法人税の性格、企業に対する他の租税との関係等幅広い観点から検討する必要がある。しかしながら、当面、法人の申告状況の実態等を踏まえ、新たに実質的に大きな負担を求めることとならないよう配慮しつつ、所要の措置を講ずることも検討されてよいものと考えられる。

##### ② タックス・ハイブン税制については、非タックス・ハイブン国において採られ

ている配当課税減免制度又はいわゆる管理支配地主義を利用することにより現行制度の適用を免れ得るという問題が生じてること等にかんがみ、所要の整備を行ふべきであると考える。

#### 4 間接税等

##### (1) 物品税

物品税の課税対象については、中期答申において、「現行の考え方のように狭い範囲に限定することなく、消費のもつ担税力に着目して課税するという物品税の基本的性格に立ち返り、最近における消費の実態等を踏まえ、その範囲を拡大していくことを検討する必要がある。」としたところである。

物品税の課税対象については、このような考え方に基いて引き続き拡大に努める必要がある。

##### (2) 自動車関係諸税

揮発油税及び地方道路税については昭和60年3月末、自動車重量税については昭和60年4月末に現行暫定税率の適用期限が到来するが、現下の財政事情及び第9次道路整備五箇年計画との関連等に顧み、適用期限をそれぞれ3年延長することが適当である。

##### (3) 有価証券取引税

有価証券取引税については、主要諸外国における税率水準、資本市場の動向、財政の状況等を勘案しつつ、引き続き検討を重ねることが適当である。

##### (4) その他の税

###### ① 酒 税

酒税については、中期答申に示した「今後とも適正な税負担水準を確保することができるよう隨時見直しを行っていくべき」であり、その際には、「酒類間及び級別間の税負担格差の縮小を図ることが適当である」との考え方によつて、昭和59年度において負担の全面的見直しを行つたところである。

酒税負担のあり方については、最近における酒類消費の実態等をも踏まえつつ、中期答申に示した考え方に基いて、今後とも検討を行っていくことが適当であると考える。

###### ② 印 紙 税

印紙税については、中期答申において「課税範囲や適用税率のあり方について

今後引き続き検討することが適当である。」と指摘しているところであるが、いわゆる節税策の問題のみならず、最近の事務処理の機械化の進展等により負担の均衡が損なわれている面があるので、これらの問題に今後適切に対応し得るよう印紙税のあり方について引き続き検討を行う必要がある。

### 三 地 方 税

地方税体系の基本的なあり方については、今後、中長期的に検討する必要があるが、昭和60年度においては、社会経済情勢の変化に対応して、地方税負担の公平確保の推進に努めつつ地方税源の充実を図ることとし、現行税制について次のとおり改正を行うことが適当である。

なお、今後とも、地方税制の維持安定を図るために常に住民の信頼を確保することが不可欠であり、そのため、地方団体における行財政運営について、一層の適正化・効率化を図ることが特に重要であることを付言しておきたい。

#### 1 個人住民税

##### (1) 利子配当課税

###### ① 非課税貯蓄

イ 現行の非課税貯蓄制度の見直しに関し、所得税において一定額の元本から生ずる利子の低率分離課税が実施された場合における地方税の課税問題について、国税と地方税の課税ベースは必ずしも同一である必要はない等の理由から住民税を課税すべきではないとの意見が表明され、一方、住民税が所得を課税ベースとしている以上国税と地方税とで取扱いを異にすべき理由はないこと等から、非課税貯蓄に対して所得税において低率分離課税方式を導入する場合には住民税も課税すべきであるとの意見が表明された。

ロ また、課税方式としては、利子の支払を受ける者の住所所在地又は利子の支払を行う金融機関等若しくは郵便局の所在地の都道府県が課税(現年分離課税)し、その徴収額の一定割合を人口及び道府県民税所得割額等を基準として市町村に交付する方式が検討され、これについては、住民税における住所地課税主義等との関連で問題があるのでないかとの意見、課税事務の簡便性を勘案すれば都道府県による現年分離課税方式が考えられるとの意見があつた。

ハ 当調査会としては、所得税において低率分離課税方式が導入される場合には、税負担の公平を図る見地から、住民税の課税の方策を含め、何らか

の適切な対応策を検討することが適当であると考える。

## ② 課税貯蓄

- イ 所得税において源泉分離課税を選択した利子所得等に対し住民税が課税されていないことについて、国・地方の行政と個人とのかかわりはおのずから異なることから国税と地方税の課税ベースが常に同一である必要はないとの意見、現行の税率水準を維持すべきであり、その税率の中から地方税に税率を分与することは困難であるとの立場から、地方税の賦課については慎重であるべきであるとの意見が表明された。一方、これらの利子所得等について住民税が課税されていないことは税負担の公平の面からみて問題であり、総合課税を行う方式又は都道府県が現年分離課税を行う方式により住民税を課税すべきであるとの意見、費用、効率の観点から、所得税に上乗せして課税し、譲与税として配分することが考えられるとの意見が表明された。
- ロ 当調査会としては、基本的には、税負担の公平を図る見地から住民税を課税すべきであるが、なお解決すべき問題があり、国税・地方税を通じる徴収事務簡素合理化の観点をも踏まえ、更に、検討すべきであると考える。

## (2) 個人住民税均等割

個人住民税の均等割については、昭和55年度にその税率が引き上げられて以来据え置かれており、その後における物価水準等の推移を勘案し、また、地域社会の費用の一部を等しく分担するという均等割の性格を考慮して、相応の負担水準となるようその税率を引き上げることが適当である。

# 2 事業税

- (1) 事業税における社会保険診療報酬課税の特例措置については、昭和27年度に創設されて以来長期間を経過しており、また、昭和54年度には所得税及び法人税における課税の特例の見直しが行われたところであるので、「昭和59年度の税制改正に関する答申」でも指摘したとおり、所得税及び法人税における課税の特例に準じた取扱いとなるよう改めるべきであると考える。
- (2) 事業税における新聞業、新聞送達事業、出版業、教育映画製作事業、新聞広告掲載取扱事業、教科書供給事業及び一般放送事業に対する非課税措置は、その創設後30年余を経過しており、その間における社会経済情勢は著しく変貌をとげていることにかんがみ、税負担の公平を確保する見地から見直すべきであるが、その整理

合理化を検討するに当たつては、これらの事業がもつ社会的公益的役割等にも十分配慮すべきである。

### 3 固定資産税及び都市計画税

- (1) 宅地等については、基準地価格の上昇状況等からみて、昭和60年度の評価替えによる平均的な評価上昇率が、前回の場合を下回ると見込まれるが、今回においても評価替えに伴う税負担の増加を緩和する趣旨から、前回同様、前年度の税負担を基礎とした段階的な負担調整措置を講ずることとし、その場合、昭和62年度までの間、毎年度の税負担の増加が3割を超えないこととするのが適当である。
- (2) 一般農地については、現在の税負担の水準及び今回の評価替えにおいて見込まれる評価上昇の程度等を総合的に勘案し、引き続き前年度の税負担を基礎とした段階的な負担調整措置を講ずることとし、その場合、昭和62年度までの間、毎年度の税負担の増加が2割を超えないこととするのが適当である。

### 4 地方道路目的財源

地方道路目的財源については、地方道の整備水準及び地方道に係る特定財源比率の依然として低い現状等にかんがみ、第9次道路整備五箇年計画の所要財源との関連からも、その充実を図る必要があると考えられ、昭和60年3月末に期限が到来する自動車取得税及び軽油引取税の税率に係る暫定措置は、これを3年間延長することが適当である。

### 5 非課税等特別措置

2に述べたもののほか、地方税における非課税、課税標準の特例等の特別措置については、税負担の公平を確保する見地から一層の整理合理化に努めるとともに、新たな減収要因となる新設及び拡充を行うことは厳に抑制すべきである。

### 6 そ の 他

#### (1) 事 業 所 税

事業所税については、社会経済情勢の推移等に伴い、現行の課税団体以外の都市であつても、人口・企業の集積状況、都市環境の整備の必要性が現行の課税団体とほぼ同様であると認められるものもあるので、その課税団体の範囲のあり方について、事業所税の性格等を踏まえつつ、引き続き検討すべきものと考える。なお、拡大の対象となる団体については、住民の選択と負担という考え方により、現行制度の範囲内で自主的に課税する方法についても併せ検討する必要があるとする意見が

あつた。

(2) そ の 他

自動車運転免許に対する課税については、税の性格等吟味すべき問題もあるので、引き続き検討することが適當である。

(大藏省印刷局製造)